

片町商店街地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称	片町商店街地区 まちづくり計画	
まちづくり計画の対象となる区域	金沢市片町1丁目及び片町2丁目の各一部	
まちづくり計画の対象となる区域の面積	約 4.0 ha	
まちづくりの目標	<p>本地区は北陸有数の繁華街であり、広範囲から多くの来街者が訪れる商店街として、古くよりその地位を確立している。</p> <p>本計画によって中心商店街にふさわしい環境を整え、まち全体の価値を高めることにより空店舗減少を図る。また、文化資産に囲まれた立地上の特性を活かし、歩けるまちづくりと昼夜を問わず賑わいの創出を目指すことにより、周辺商店街を含めたエリア全体の来街者の増加に寄与する。</p>	
まちづくりの方針	<p>まちづくりの目標実現に向けて、地域が主体となり</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 安全に安心して歩ける歩行者環境の提供(2) 昼も夜も楽しめる賑わい空間の創出(3) ITを活用したまちの情報発信(4) 中心商店街の結節点としての交流の場づくり <p>を基本方針として、魅力と活力のあるまちづくりを進める。</p>	
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	建築物等の制限	<p>次に掲げる建築物等を建築（改築等により用途を変更する場合を含む。）してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号、以下「風営法」という。）第2条第6項第3号に規定する興行場、第4号に規定する宿泊休憩施設、第5号に規定する性的物品販売業及び貸付業その他これらに類するもの(2) 風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業その他これらに類するもの(3) 金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例（平成19年条例第4号）第2条第1項に規定するラブホテル等(4) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの(5) 1階及び2階の部分が住宅の用に供されるもの
	壁面の位置の制限	国道の境界線から建築物の2階までの壁面又はこれに代わる柱の面までの距離を0.5m以上とし、歩道と一体的な歩行空間を確保するものとする。
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>（建築物等）</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 屋外に設ける建築設備（空調機器の室外機、オイルタンク等）は、設置場所や目隠し等を工夫し、道路から直接見えないように配慮する。 <p>（屋外広告物等）</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 屋外広告物等は歩行者の妨げとならないようにする。(2) 置看板や広告旗、商品等を設置しないよう努める。 <p>（アーケード）</p> <p>アーケードの設置は、環境に配慮した仕様で、かつ、次に掲げること（まちづくりの目標及び方針に適合し、公共空地の設置などにより、まちの賑わい創出に寄与するとして、片町商店街振興組合（以下「組合」という。）が認めるもの）にあっては、第3号に掲げること）を基本とし、詳細は組合と協議の上、設置する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) アーケードの天井面は歩道面よりおおむね8mとする。(2) アーケードの天井仕上げは、光の透過性が高い材料とする。(3) アーケードの天井仕上げは、不燃材料を基本とし、消火活動に支障のない構造とする。
	土地利用等の制限	<ol style="list-style-type: none">(1) 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行わない。(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団の事務所を設置しない。(3) 国道に面する部分での駐車場等の暫定的な土地利用は、おおむね1年までを目安とする。(4) 国道と壁面後退線との間は歩道とし、段差等が生じないようにする。また、歩道には固定された工作物を設置しないよう努める。

に 必 要 な 事 項 その 他 住 み 良 い ま ち づ く り を 推 進 す る た め	そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物の建築、用途の変更、外壁等の意匠の変更又は広告物の設置にあたっては、あらかじめ組合と協議する。 (2) 清掃活動等を定期的に行い当協定区域内の環境整備に努める。 (3) 自転車を放置しないよう、管理に努める。 (4) より安全・安心なまちを目指すため、率先して防犯パトロールに努める。 (5) 空き店舗には、積極的に出店を働きかける。 (6) 商店街が主体となって行う夜間照明（ショーウィンドウ等）に協力する。 (7) 道路上での客引き行為を行わない。 (8) 街頭宣伝放送（BGM等）は近隣の迷惑にならないよう努める。 (9) 自動販売機を設置する場合には、建築物等と一体とし、壁面後退線から突出しないようにする。また、風営法第2条第6項第5号に規定する物品（俗称「アダルトビデオ、アダルト雑誌」等）及びそれに類する物品の自動販売機は設置しない。 (10) 当協定区域内の者は、この地域の振興を図るため、その中心的役割を果たす片町会及び組合への加入等により相互に協力するよう努める。 (11) 商店においては、広告物等に片町商店街統一ロゴを使用するよう努める。
---	-------------	--

- このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、平成22年1月12日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結し、平成26年5月1日に一部変更しました。

- これらの基準とは別途に、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」、「金沢市屋外広告物等に関する条例」、「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。